

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル（コンビニ交付事業）	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	徳島市市民文化部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図る。	
記録項目	1 氏名・旧氏、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 世帯主氏名・世帯主との続柄、6 住民となった年月日、7 住所を定めた年月日、8 本籍・筆頭者、9 届出の年月日、10 転入前住所、11 個人番号、12 消除理由、13 転出先住所、14 通称関係情報（通称）、15 外国人住民となった年月日、16 外国人住民となった年月日、17 国籍・地域、18 法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項（在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号）	
記録範囲	徳島市の区域内に生活の本拠を有する者	
記録情報の収集方法	1 住民本人からの届出・申出 2 前住所地からの転出証明書情報の提供 3 住民基本台帳ネットワークシステムからの取得 4 本籍地からの通知 5 出入国在留管理庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 徳島市市民文化部住民課  (所在地) 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個別情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	-	